最終更新日：2015年11月6日
タキロン株式会社
代表取締役社長　兵頭克盛
問合せ先：業務部　06-6453-3700
証券コード：4215
http://www.takiron.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を向上させ、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの信頼を確保し、持続的な企業価値の向上を目指すため、コーポレート・ガバナンスの強化が経営の最重要課題であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則１－２－４】
当社は株主の権利行使の利便性を向上させるべく、2013年6月開催の定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加しています。招集通知の英訳については、当社の株主構成における海外投資家の比率が20%になった場合を目途に作成する予定です。

【原則３－１(５)】
当社は従前より社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しておりますが、今後は役員候補者全員についての選任理由を開示してまいります。

【補充原則４－２－１】
当社は経営陣の報酬に関し、固定報酬および賞与の一部を中長期の業績と連動させておりますが、支給方法が現金のみであるため、今後は自社株報酬の導入を検討してまいります。

【原則４－８、補充原則４－８－１、２】
当社の独立社外取締役は1名のみでありますが、独立した立場からの助言・監督機能を果たしております。
今後独立社外取締役を複数選任した場合は、その独立性を活かすための新たな取組みを検討してまいります。また、当該独立社外取締役が自由に各取締役および監査役と連絡・調整ができるよう体制を整備してまいります。

【原則４－１０、補充原則４－１０－１】
当社は指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るための任意の仕組みについて検討してまいります。

【原則４－１１、補充原則４－１１－３】
当社は従前より取締役会の在り方等について議論を重ねてまいりました。今後は、これを踏まえた取締役会の実効性評価について実施を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－３】
当社は新規事業開発やＭ＆Ａ等、成長分野への経営資源の投入により長期的な持続的成長を目指すため、また、急激な経営環境の変動等の事情に耐えうる財務安定性を確保するため、これらを総合的に勘案し必要かつ適正な株主資本の水準を維持します。その上でバランスシートマネジメントの強化により資本効率を向上し、企業体質の強化と利益の極大化に努めます。
配当金については、当社の最も重要な株主価値向上策の一つとして位置付け、半期毎の連結業績、投資等を総合的に勘案し、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことにより、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

【原則１－４】
＜政策保有株式の保有方針＞
当社は事業戦略上の重要性や取引関係等を中長期的な視点で総合的に勘案し、企業価値向上につながる投資先を対象に株式を保有することを基本方針としております。なお、当該株式の取得・売却については、企業価値向上の効果等を勘案し、適宜検討することとしています。
＜政策保有株式に係る議決権行使基準＞
保有する株式の議決権行使については、当該議案が企業価値向上に資すると判断するものであれば賛成票を、毀損すると判断するものに対しては反対票を投じます。

【原則１－７】
当社は役員が競業取引または会社との自己取引・利益相反取引を行う場合、取締役会の事前承認を得ることおよび当該取引の重要事実について遅滞なく取締役会に事後報告することを「取締役会規程」にて定めており、取締役会による監視を徹底しております。併せて、監査役会は事業年度終了後、これらの取引を行っていないことを各取締役に対して確認し、監査を実施しております。
また、当社は主要株主との取引を含め、すべての取引について、あらかじめ定められた各種規程に基づき、厳格な運用を行っております。
事業年度の関連当事者間の取引の概要については、計算書類の個別注記表や有価証券報告書で開示しております。

【原則３－１】
(1)当社は「プラスチックテクノロジーで豊かな生活環境を創造します。」という使命のもとに、以下の経営理念（当社ウェブサイトhttp://www.takiron.co.jp/company/rinen.phpに掲載）を掲げて事業活動を行っております。
1．私達はつねに地球環境保護をこころがけ、企業の永続的な発展成長をめざします。
2．私達はお客様に満足していただける品質と価格を提供し、社会に貢献します。
3．私達は社会の変化を先取りし、未知への挑戦に情熱をもやします。
4．私達は人を大切にし、個性と創意を尊重します。

5．私達は正当な利潤を追求し、公正な配分につとめます。
　また、当社の経営計画については、当社ウェブサイト（http://www.takiron.co.jp/ir/plan.php）にて詳細を開示しております。
（2）本報告書の「I．1．基本的な考え方」に記載のとおりです。
（3）当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬および業績に連動した賞与により構成されており、取締役会が決定することとしております。また、各取締役の固定報酬額は、一定の割合部分につき、各人の前年度実績や中期経営計画への貢献度を勘案して決定しております。なお、社外取締役に対しては固定報酬のみ支給しております。
（4）取締役および監査役の選任にあたっては、優れた人格・識見を有し、専門知識や経験が異なる多様な人材で構成する方針であり、候補者の指名は取締役会にて決定しております。なお、監査役については取締役会の候補者指名の前に監査役会の同意を得ております。
（5）【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【原則4-1、補充原則4－1－1】
　当社は取締役会の決議事項を以下のとおり定めております。
（1）株主総会に関する事項
（2）取締役に関する事項
（3）財務に関する事項
（4）株式および社債に関する事項
（5）企業統治に関する事項
（6）重要な業務に関する事項
（7）その他法令、定款にて定める事項
　また、取締役、執行役員で構成された経営会議を毎月原則1回以上開催し、適正な業務執行に関する重要事項を協議し決定しております。また、取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項を審議し、取締役会の機能の補完と意思決定の迅速化を図っております。

【原則4－9】
　当社では独立社外取締役候補者の選定にあたり、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、以下の当社独自基準を満たす候補者を選定することとしております。
＜独立社外取締役の独立性判断基準＞
　当社は社外取締役が独立性を有していると判断するには、当該社外取締役が以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならないものとします。
1．当社グループを主要な取引先とする者（当該取引先グループの連結売上高のうち、当社グループへの売上が2％以上）またはその業務執行者
2．当社グループの主要な取引先（当社グループの連結売上高のうち、当該取引先グループへの売上が2％以上）またはその業務執行者
3．当社のメインバンク、主幹事証券会社、会計監査人である監査法人に所属する者
4．当社から役員報酬以外に一定額（年間1,000万円）以上の金銭その他財産上の利益を受けている弁護士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、これらに所属する者を含む。）
5．当社の主要株主（総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
6．当社グループの業務執行者または上記1．から5．までに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
7．最近5年間において、上記1．から6．までに該当していた者
8．社外取締役の在任期間が通算8年間を超えることになった者

【原則4－11、補充原則4－11－1】
＜取締役会の構成に関する考え方＞
　取締役会は、優れた人格・識見を有し、専門知識や経験が異なる多様な取締役で構成するとともに、迅速な意思決定を行うため、適正な取締役の員数を12名以内と定款に定めております。また、会社法の定めに則り、社外取締役を選任しております。
　なお、取締役会の透明性・公正性の更なる向上のため、独立社外取締役の複数選任についても検討しております。
＜取締役会の選任に関する方針・手続＞
　取締役の選任に際しては、上記の考え方に基づき取締役会で候補者の推薦を行います。
【原則4－11、補充原則4－11－2】
　当社の社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、いずれも他の上場会社の役員を兼任しておりません。兼任する場合は、招集通知、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンス報告書等にて開示します。
【原則4－11、補充原則4－11－3】
【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【原則4－14、補充原則4－14－2】
＜取締役・監査役に対するトレーニングの方針＞
　当社は取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要な研鑽をフォローすることを基本的な方針とし、以下のとおり役員に対するトレーニングを実施します。
・取締役・監査役が新たに就任する際は、コンプライアンスやコーポレートガバナンス等に関する研修を実施します。
・上記に加えて、社外取締役・社外監査役が新たに就任する際は、当社の事業内容説明等を実施します。
・取締役・監査役が就任後においても、その責務に必要な知識の習得や研鑽に努めることができるよう、適宜研修の機会を設けます。
・将来の取締役・監査役候補者である執行役員等に対しても、会社経営に関する必要事項について外部講習の受講を義務付けるなど、早期から意識・能力を醸成する環境を整備しております。

【原則5－1】
＜株主との建設的な対話を促進するための方針＞
　当社は株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針について以下のとおり定めております。
（1）株主との対話に関する事項の統括は、経営企画部長が担当します。
（2）対話を補助する社内の関連部門は、当該関連部門間での情報交換等を積極的かつ緊密に連携を取りながら株主との対話対応の支援を行います。
（3）投資家向け説明会、定時株主総会後の株主懇談会および株主に対してのアンケート等を適宜実施します。
（4）（3）の取組みを通して得た株主からの意見については、都度取締役会・経営会議にて報告します。また、議決権行使結果のレビューを取締役会にて行い、株主からの意見を経営に反映させます。
（5）株主との対話に際しては、原則として未公表の重要事実を伝達してはならないものとし、また、内部者取引に関する規程の遵守を担当者に徹底させます。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	23,107,671	29.36
タキロン共和会	4,900,800	6.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,738,000	2.21
積水樹脂株式会社	1,439,000	1.83
日本生命保険相互会社	1,384,884	1.76
株式会社カネカ	1,318,201	1.67
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,283,000	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,250,000	1.59
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,230,000	1.56
東ソー株式会社	1,070,000	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人 以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円 以上1000億円 未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社 以上50社 未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩本　宗	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩本　宗	○	同氏は、平成26年3月まで三井化学株式会社の業務執行者でした。当社グループは同社グループから原材料仕入れ等で取引がありますが、直近事業年度における当社の連結売上高および同社の連結売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.2%未満であります。	同氏を選任している理由は、長年総合化学メーカーにおいて携わられた機能樹脂分野等の研究・開発や多数の事業会社の経営にて培われた豊富な知識と経験を当社の経営に反映していただけるものと期待しているためであります。また、取引の規模に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人との間で、それぞれの監査計画の説明会を実施し、意見交換を行い、会計監査人が行う実地棚卸、支店や子会社監査への立会の他、必要に応じた情報・意見交換を行い、毎四半期末には、監査報告会を実施しております。
監査役は、内部監査室との間でそれぞれの監査計画の説明会を実施し、内部監査室に対する特定事項監査依頼の他、必要に応じて情報・意見交換を行い、内部監査室による監査結果の報告を受けております。
内部監査室は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人との間で、計画的に情報・意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鬼塚龍之介	他の会社の出身者									△				
鈴木通睦	他の会社の出身者									○				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鬼塚龍之介		同氏は、平成20年6月まで当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であり、平成14年6月から平成19年6月まで、当社の非常勤監査役を務めておりました。 伊藤忠商事株式会社は、当社株式を29.4%(議決権等の所有割合は、直接32.7%、間接0.2%、計32.9%)保有する大株主であり、当社をエネルギー・化学品カンパニーのグループの一員として位置付けております。当社と同社の間には、一部の原材料仕入れ・製品販売に関する取引がありますが、当該事業年度においての主な取引金額は、原材料仕入れ3,659百万円であり、互いの業績に大きな影響を与えるものではありません。	同氏を選任している理由は、当社の業容に精通しており、伊藤忠商事株式会社での経営管理の実務経験や見識に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・チェックをいただけると期待しているためであります。
		同氏は、伊藤忠商事株式会社エネルギー・化学品カンパニー エネルギー・化学品M&R室長であります。 伊藤忠商事株式会社は、当社株式を2	

鈴木通睦		9.4%（議決権等の所有割合は、直接3 2.7%、間接0.2%、計32.9%）保有する大株主であり、当社をエネルギー・化学品カンパニーのグループの一員として位置付けております。当社と同社の間には、一部の原材料仕入れ・製品販売に関する取引がありますが、当該事業年度においての主な取引金額は、原材料仕入れ3,659百万円であり、互いの業績に大きな影響を与えるものではありません。	同氏を選任している理由は、伊藤忠商事株式会社での経営管理の実務経験や見識に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・チェックをいただけると期待しているためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
独立役員の選任にあたっては、その経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。
また、独立社外取締役の独立性判断基準を定めており、本報告書＜コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示＞に記載しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬および業績に連動した賞与により構成されており、取締役会が決定することとしております。また、各取締役の固定報酬額は、一定の割合部分につき、各人の前年度実績や中期経営計画への貢献度を勘案して決定しております。なお、社外取締役に対しては固定報酬のみ支給しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第120期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
取締役および監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	支 給 額
取締役	10名	265,391千円
監査役	3名	48,480千円
合　計	13名	313,871千円
（うち社外役員）	（4名）	（29,040千円）

（注）1. 上記には、平成26年6月25日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与45,000千円（社外取締役を除く取締役7名）を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 社外取締役および監査役の報酬は、固定報酬のみであり業績連動報酬は支給しておりません。
2. 平成18年6月29日開催の定時株主総会決議による役員報酬限度額は、取締役年額420,000千円以内、監査役年額60,000千円以内であります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会および経営会議の資料を事前に配布、または、事前に説明を行うなどして、サポートをしております。
監査役監査を支える専従のスタッフはおりませんが、内部監査室や他の管理部門スタッフの有効活用により、監査体制を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

取締役会は、法令・定款および「取締役会規程」に従い、毎月1回重要な経営の意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会は、代表取締役、業務執行取締役、執行役員に業務委嘱を行い、業務の執行を行わせております。取締役会の決議により業務を委嘱された取締役は、3か月に1回以上委嘱された業務の執行状況を取締役会へ報告しております。
このほか、取締役の少数化と執行役員への権限委譲により迅速な意思決定を図っております。また、取締役および執行役員の経営責任をより明確化するため、それぞれの任期を１年としております。なお、経営の監視・監督機能の強化の観点から、独立性の高い社外取締役を１名選任しております。
経営会議は、取締役、執行役員で構成され、毎月原則1回以上業務執行上の意思決定を行うなど集団的に英知を結集して、適正な業務執行に関する重要事項を協議し決定しております。また、取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項を審議し、取締役会の機能の補完と意思決定の迅速化を図っております。
監査役は、「監査役監査基準」に従い、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧しております。また、代表取締役社長ならびに同副社長と定期的に会合をもち、業務執行状況について意見交換を行っております。また、監査役および監査役会は、会計監査人との間で監査計画を協議し、定期的な意志疎通を行い、監査の経緯および結果の報告ならびに説明を受け、効率的な監査を実施しております。
監査役監査を支える専従のスタッフはおりませんが、内部監査室や他の管理部門スタッフの有効活用により、監査体制を確保しております。また、財務・会計に関する知見を有する監査役として、平成21年4月から平成25年3月まで財務担当の役員を務めた青山　建氏を選任しております。
内部監査室は、社長直轄組織として現在３名で運営しており、「内部監査規程」および「監査実施計画」に従い、当社およびグループ会社の監査を実施し、その結果を社長および経営会議に報告しております。また、監査役と各事業年度の監査計画を協議し、定期的に会合を持ち、内部監査結果および指摘・提言事項等について協議および意見交換するなど、密接な情報交換および連携を図っております。
CSR推進部は、現在２名で運営しており、当社およびグループ会社のコンプライアンスに関する総括管理や内部統制の推進を図っております。また、自浄作用を担保するため内部通報制度を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として監査役設置会社を採用しております。取締役には、専門的な知識、経験を有している独立した立場の社外取締役を１名選任しており、外部的な視点から助言し審議の充実をはかるとともに、取締役の職務執行を監視・監督しております。監査役・監査役会の適法性の監査と併せて、ガバナンスの強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間以上前（6月3日）に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日の前日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使促進のため、2012年6月開催の定時株主総会より議決権行使の電子化を実施しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使促進のため、2013年6月開催の定時株主総会より議決権行使プラットフォームへ参加しました。
その他	招集通知は、発送日の前に当社ホームページに掲載しております。 株主総会会場では、表やグラフを映写して事業報告や議案説明の補足を行うなど株主の皆様に理解を深めていただく工夫を行っております。 株主総会後は、パネル展示や軽食等を含む株主懇談会を実施して株主の皆様との直接対話を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回　代表者自身による説明あり	あり
IR資料のホームページ掲載	定款、株式取扱規程、決算短信、適時開示資料、中期経営計画、招集通知、株主の皆様へ（報告書）、決議通知、有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書（議決権行使結果）、コーポレート・ガバナンス報告書、英文アニュアルレポート	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」、「タキロングループ倫理綱領」に定めており、当社ホームページにも掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境・CSR報告書を当社ホームページに掲載しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、ならびに当社の業務の適正を確保するために必要な体制は、以下の通りとする。

一. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、法令遵守を重要課題と考え、「タキロングループ倫理綱領」を当社およびグループ会社の全役職員が遵守すべき行動規範とし、これを実践するための「タキロングループコンプライアンス・プログラム」を定める。
(2)当社は、社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムに資するグループコンプライアンス経営の充実に努める。
(3)当社は、CSR推進部を設置し、コンプライアンスに関する教育・研修の実施や、自浄作用を確保するための内部通報制度の整備を行う。
(4)当社は、社長が直轄する内部監査室を設置し、「内部監査規程」を定め、当社およびグループ会社の業務全般に関する法令、定款および社内規程の遵守状況等につき、定期的な監査を実施する。
(5)当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当な要求を受け入れず、これを排除する。

二. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社およびグループ会社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)のほか、重要な業務の執行に係る事項が記録された文書を、法令および「情報管理規程」等の社内規程の定めるところにより保存し、管理する。

三. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は、損失の危険(リスク)に対処するため、「リスク管理規程」等の社内規程を定め、CSR推進部をリスク管理事務局とし、当社および各グループ会社にリスク管理責任者を置き、当社グループ全体のリスク評価を定期的に実施する。また、当該リスク評価の結果は経営会議にて報告し、識別されたリスクに対して適切な対応策を決定して実行する。
(2)当社は、不測の事態や危機の発生時に事業の継続を図るため、「タキロングループ事業継続ガイドライン」および「事業継続計画管理規程」を定める。

四. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役は、法令、定款および「取締役会規程」に従うものとし、取締役会を原則として毎月1回開催のうえ、重要な意思決定等を行う。
(2)取締役会は、代表取締役、業務執行取締役および執行役員に業務委嘱を行い、職務の執行を行わせるとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
(3)取締役会の決議により業務を委嘱された取締役は、委嘱された業務の執行状況について、3か月に1回以上の頻度で取締役会へ報告する。
(4)当社は、業務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、取締役および執行役員による経営会議を原則として毎月1回開催し、重要事項について協議する。
(5)当社およびグループ会社は、「職務権限規程」等の社内規程を整備し、各役職者の権限および責任の明確化を図る。
(6)当社は、効率的な経営管理を図るため、複数事業年度に亘るタキロングループ中期経営計画を策定のうえ、事業年度毎に方針管理を徹底し、その進捗状況を検証する。

五. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、各グループ会社に取締役および監査役を派遣して業務の適正を図るとともに、グループ会社の経営上の重要事項については、「決裁権限規程」に基づき報告を受ける。
(2)当社は、各グループ会社の主管部署を定め、当該主管部署は「関係会社管理規程」に従い主管するグループ会社の経営を管理するとともに、指導および支援を行う。
(3)当社は、各グループ会社にコンプライアンス責任者を置き、当社グループのコンプライアンス体制を整備する。

六. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、監査役が十分にその職責を果たしており、監査役の職務を補助すべき使用人を設置する必要はないと判断しているが、今後設置する場合には、当該使用人に対する指揮命令権限および人事権は監査役会に属するものとし、また、当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

七. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
(1)監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、グループ社長会その他の重要な会議に出席し、取締役等から業務の執行状況を聴取し、関係文書を閲覧等することができる。
(2)当社およびグループ会社の全役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見またはその報告を受けたときには、監査役に報告することが自らの責務であると強く認識し、直ちに報告する。
(3)当社は、上記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
(4)内部監査室は、監査役に対して、当社およびグループ会社における内部監査の現状を適宜報告する。

八. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用等を処理しなければならないものとする。

九. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役は、監査役監査の重要性と有用性を強く認識するとともに、監査役と業務の執行状況等について定期的に情報・意見交換を行う。
(2)監査役は、監査役監査を実効的かつ効率的に行うため、内部監査室や会計監査人と適宜情報・意見交換を行うことができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「タキロングループ倫理綱領」に定めるとおり、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断し「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を実践し、このような個人・団体から金銭等の財産を要求された場合には、組織的な対応をとり、不当な要求を受け入れず、これを排除します。
また、業務部は、警察や外部専門機関と連携し、反社会的勢力や団体に関する情報収集を行っています。
なお、「タキロングループ倫理綱領」につきましては、当社ホームページにて開示しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

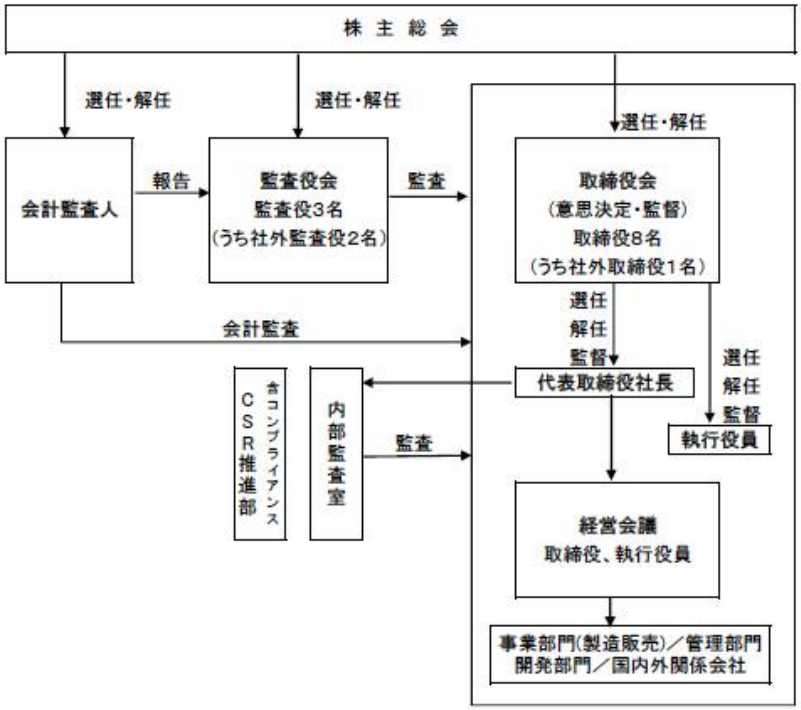
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の「コーポレート・ガバナンス体制についての模式図」および「会社情報の適時開示に係る社内体制」は、次頁のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



会社情報の適時開示に係る社内体制

（1） 適時開示に係る基本姿勢

当社グループでは、「タキロングループ倫理綱領」に定めるとおり、金融商品取引法、証券取引所の会社情報適時開示規則およびその他の法令・規則を遵守し、株主、投資家に対し可能な範囲で正確な会社情報を適時かつ公平に提供することを基本姿勢としております。

（2） 適時開示に係る社内体制の状況

- 当社グループでは、適時開示等の情報開示については、当社および子会社等を対象とする「タキロングループ適時開示基準」を定め、関係部署に配布して適時開示事項の周知を図っております。また、適時開示規則の改訂および決算値が変動した場合、速やかに「タキロングループ適時開示基準」を更新しております。
- タキロングループの決算情報および決定事実については、経営企画部にて情報を事前に入手し、入手した情報により関係部署（ＣＳＲ推進部、経営企画部、業務部、財務部）にて適時開示の要否について審議をしております。また、審議結果については、取締役会および経営会議にて報告するとともに、適時開示の要否について確認をしております。
- タキロングループの発生事実については、関係部署（ＣＳＲ推進部、経営企画部、業務部、財務部）にて情報を入手し、適時開示の要否について審議をした上で、臨時を含む取締役会および経営会議を経て、速やかに開示いたします。
- 現在開示している会社情報に不適切なものはないと認識しており、今後も社内体制の維持に努める所存であります。

適時開示に係る社内体制のフローは、以下のとおりであります。

